会議

午前10時 0分開会

議長(増田 清君) おはようございます。

ただいまの議員は定足数に達しております。

よって、平成20年2月下田市議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は1番、 沢登英信君であります。

## 会期の決定

議長(増田 清君) 日程により、会期の決定を課題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日より 27日までの 2 日間といたしたいと思います。これにご異議 ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

## 会議録署名議員の指名

議長(増田 清君) 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 78条の規定により、議長において、 14番 森 温繁君と2番 藤井六一君の両名を指名いたします。

## 諸般の報告

議長(増田 清君) 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月 18日、第 119回静岡県東部地区市 議会議長会が沼津市で開催され、私と副議長が出席

をいたしました。

この議長会では、富士市提出の「食の安全及び安心の確保推進対策について」及び沼津市 提出の「障害者自立支援制度の改善について」の2件の議案を審議し、可決されました。

この提出議案 2 件につきましては、1月 31日開催の第 134回静岡県市議会議長会定期総会に提出することに決定いたしました。

次に、1月31日、第134回静岡県市議会議長会定期総会が御前崎市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この総会では、平成 19年度会務報告並びに平 成 20年度の予算審議を初め、富士市提出の「食の安全及び安心の確保推進対策について」、沼津市提出の「障害者自立支援制度の改善について」、牧 之原市提出の「農振法上の農用地区域に適用される法規制の柔軟な運用について」及び湖西市提出の「地域医療対策について」の4件の議案が審議され、可決されました。

この議決事項の処理につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

次に、2月4日、第 238回東海市議会議長会理事会が愛知県瀬戸市で開催され、私が出席 いたしました。

この理事会では、会務報告の後、静岡県 提出の「新東名高速道路及びアクセス道路の整備について」、三重県提出の「妊娠からの少子化対策及び地域産科医療対策について」、岐阜県提出の「教育行政に関する要望について」及び愛知県提出の「地域医療体制の確保について」の4件の議案を審議の上、可決し、今後の取り扱いにつきましては、会長市である三重県名張市に一任することにいたしました。

続いて、当議長会の平成 20年度の負担金並びに予算について審議され、原案のとおり可決をされました。

次に、2月7日、全国市議会議長会の第 84回評議員会が東京で開催され、私が出席 いたしました。

この評議員会では、「平成 20年度における地方行財政の諸問題」と題し、総務事務次官の 滝野欣弥氏の講演、「地方分権改革推進委員会の中間的なとりまとめと今後の取り組み」に ついて、同委員長である丹羽宇一郎氏からの説明に続き、平成 19年度会務報告並びに平成 20 年度予算及び「道路特定財源の確保に関する緊急決議」が審議され、原案のとおり可決され ました。

次に、総会関係について申し上げます。

1月23日、伊豆東海岸鉄道整備促進協議会講演会が伊東市で開催され、私が出席いたしま した。

この講演会では、「首都圏からの旅客誘致策について」と題し、伊豆急行株式会社東京事務所所長、鈴木孝明氏の講演並びに「鉄道を利用した伊豆半島の観光商品の掘り起こしと取り組みについて」と題し、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社営業部、伊豆箱根仕入センター所長、佐藤和正氏の講演がありました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月22日、三重県鳥羽市の議員6名が「開国下田みなとについて」、1月 30日、山梨県韮崎市の議員4名が「議員定数削減について」、2月5日、香川県丸亀市の議員6名が「美しいまちづくリプロジェクトについて」を視察されました。

次に、昨日までに受理いたしました要望書1件、陳情書1件でございます。

「陳情・要望書及び意見書の採択について」ということで、居山信子東伊豆町議会議長から「伊豆急行線への湘南新宿ラインの運転区間延長を求める要望書」、並びに兵庫県西宮市の日本熊森協会会長、森山まり子氏から「鳥獣被害防止特措法関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情」の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付 と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

事務局係長(須田信輔君) 朗読いたします。

下総庶第 25号。平成 20年 2月 26日。

下田市議会議長、増田清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 20年 2 月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成 20年 2 月 26日招集の平成 20年 2 月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置について、議第2号 下田市特別職の常 勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定について、議第3号 平成19年度下田市一般 会計補正予算(第6号)。

下総庶第 26号。平成 20年 2月 26日。

下田市議会議長、増田 清様。静岡県下田市長、石井直樹。

平成 20年 2 月、下田市議会臨時会説明員について、平成 20年 2 月 26日招集の平成 20年 2 月、 下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

記。市長 石井直樹、副市長 渡辺 優、教育長 高橋正史、企画財政課長 土屋徳幸、総務課長 糸賀秀穂、市民課長 山崎智幸、税務課長 村嶋 基、会計管理 者兼出納室 長 森 廣幸、監査委員事務局長 土屋和夫、建設課長 井出秀成、上下水道課長 磯崎正敏、観光交流課長 藤井恵司、産業振興課長 滝内久生、健康増進課長 河井文博、福祉事務所長 内田裕士、環境対策課長 藤井睦郎、教育委員会学校教育課長 金崎洋一、教育委員会生涯学習課長 鈴木布喜美。

以上でございます。

議長(増田 清君) 以上で諸般の報告を終わります。

議第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置 についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、議第1号 南伊豆地区1市3町合併協議会の設置 についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案案件名簿の1ページをお開きください。

提案理由といたしましては、1市3町の合併のための諸条件を協議するためでございます。 ご案内のとおり、日本の総人口は予想を上回る速さで減少し、少子高齢化が急速に進んで おります。また、個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化等により、行政サービスの 需要はますます多様化、増大しております。

一方、このような多様化した行政ニーズに対応するため、地方分権の推進のもと、医療、 福祉、教育、自然環境保全等のさまざまな分野で住民が豊かさを実感できるような、高度な、 より専門的行政サービスを、より住民に近い自治体でより効率的、効果的に提供していくこ とが求められているところでございます。

このような状況に的確に対応するために、合併は避けて通れないものであり、また今回の 合併が最後のチャンスととら えております。幸いにも下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町 は、四季を通じ気候が温暖で、景観にすぐれた豊かな自然環境など共通する点が多く、住民 の日常生活、経済活動、さらには教育分野においても、長い歴史と文化を共有してきた地域であります。また、行政面においても南伊豆地区広域市町村圏協議会や共立病院など、広域 行政の中で連携を深めているところであります。

こうした状況を踏まえ、関係市町は合併によるさらなる飛躍と発展を期すため、地方自治 法第 252条の 2、第 1 項及び市町村の合併の特例等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に 基づ き、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町をもって別紙のとおり規約を定め、南伊豆地区 1 市 3 町合併協議会を設置するものとし、その設置について議会の議決を求めるものでござい ます。

それでは、規約について概略説明いたします。

恐れ入りますが、議案件名簿の2ページからをお開きいただくとともに、別添、条例改正 関係等説明資料の1ページからをご覧いただきたいと思います。

まず第1条は、法定合併協議会の設置根拠を明示し、これに基づき、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町の1市3町での合併協議会を設置する旨を定めた ものであります。

第2条は、協議会の名称を南伊豆地区1市3町合併協議会とすることとしたものであります。

第3条は、協議会の担任する事務について定めたものであります。

第4条は、協議会の事務を執行管理する事務所の位置について定めたものであります。

第5条は、協議会の組織について定めたものであります。

第6条は、協議会の会長について定めたもので、会長は下田市長であります。

第7条は、副会長について定めたもので、会長の職務代理者は、会長があらかじめ指定する副会長が務めることとなっております。

第8条は、協議会の委員となるべき者の範囲、身分について定めたものであります。今の ところ、会長以外の委員は 25名を予定しております。

第9条は、協議会の会議、招集方法について定めたものであります。

第 10条は、会議の運営について定めたものであり、運営方法については、合併協議会会議 運営規程を設けて執行していくこととなります。

第11条は、協議会の委員以外の者を会議に出席させることができる旨を定めたものであります。

第 12条は、協議会が所管する事項の一部について調査し、専門的に協議を行う必要があった場合、小委員会を適宜設置することができる旨を定めたもので、今のところ、合併市町村

基本計画等策定小委員会、新市の名称選定小委員会等が創成されております。

第13条は、協議会に提案する事項の協議、調整を行うための組織として幹事会を置くことができる旨を定めたもので、幹事会の幹事には、今のところ副市町長、各市町の総務課長及び合併担当課長等を想定しております。

第 14条は、協議会の事務処理機関として協議会に事務局を設置する旨を定めたもので、今後、合併協議会事務局規程を設けて執行する予定でございます。

第 15条は、協議会の事務執行に伴う経費の負担について定めたもので、負担金の負担割合は、今のところ均等割 40%、人口割 60%を想定しております。

第 16条は、協議会の出納に関する監査を行う監査委員の設置について定めたもので、監査 委員には、1市3町の代表監査委員にお願いする予定でございます。

第 17条は、協議会の予算、出納、現金の管理など、財務に関して総括的に定めたもので、 今後、合併協議会財務規程を設け、執行していくこととなります。

第 18条は、会長、副会長及び委員等の報酬の額及び費用弁償等を 受けることができる旨を 定めたもので、今後、報酬及び費用弁償に関する規程を設け、的確に執行していくこととな ります。

第 19条は、協議会を解散した場合の出納処理について定めたものであります。

第 20条は、補則として、本規約に定める以外の事項について会長が別に定める旨を規定したものであります。

附則でございますが、規約の施行日は、平成 20年4月1日とするものでございます。

以上で、議第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

3番(伊藤英雄君) それでは、幾つか質問をさせていただきます。

この南伊豆地区の合併については、前回の6、1市5町の合併から西伊豆町、東伊豆町が抜けたという経緯の中で、1市3町の合併にまとまったんでありますが、この合併以前に平成17年3月のいわゆる合併法の中で1市2町の合併、下田市、南伊豆町の合併が破綻したという経緯を持っているわけであります。この1市3町の合併について、また法定協を立ち上げたとしても破綻するんではないかという危惧が生じているわけであります。

そうした面において、地域自治組織というものをつくるという報道がなされているわけでありますが、1市2町の合併においては、この地域自治組織のあり方をめぐって破綻したわけでありますが、今回の地域自治組織が1市2町における自治組織とどのような違いがあるのかという点を、まず1点お伺いいたします。

2点目においては、南伊豆町では共立湊病院の現在地への建設を決めることが合併への条件である云々といううわさが流れております。こうしたうわさが流れておることついての真意についてお尋ねいたします。

前回の1市2町の合併において、この規約において協議会の場所が、今回は下田市内に置くとなっておりますが、前回は下田市中 531番地の1と総合庁舎に明記されておるんですが、今回は場所が明記されていないということは、県の協力体制について若干の疑義を生じさせるものでありますが、今回、総合庁舎内に指定するというふうに決めなかった理由はどこにあるのかについてお尋ねをいたします。

最後に、今回の合併は、平成 22年3月までの合併を目指していることと推測されるのでありますが、そうなりますと、合併を決めた後、さまざまなすり合わせ をしていかなければ、平成22年4月からの新市が動いていかないことが想定されるわけであります。そうしますと、実際の合併議決は平成22年3月以前に当然行われなければならないと思うんですが、この法定協議会の議決と言いますか、法定協議会で合併を議決するまでの期間はどれくらいの期間を想定されているのかをお尋ねします。

議長(増田 清君) 番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) まず、1点目の自治組織の自治区の関係だと思います。

前回、議員もご参会いただいたと思いますが、県の説明会がなされました。勉強会です。 その中で、今回の自治組織につきましては3つのパターンがあるというお話でございます。

まず1つ目は、いわゆる一般的な制度に基づく地方自治法で定められた地域自治区ということでございます。これについては、現行の自治法の中で定められまして、当然人格はないと、法人格はないということと、区長を置かない、期限はないということで、そういう状況の中で、いわゆる地域の意見を酌み上げるという一つのコミュニティーの組織をつくるということの中で、地域自治区ということで地域協議会等々を設置いたしまして、各行政体に対する意見を吸い上げるという組織でございます。

2点目は、今回の合併特例法に基づきまして、地域自治区というものが合併新法で設置づけられているもう一つのケースがございます。それについては当然法人格はございませんが、

区長さんは置くことができるということで、置かなくてもいいということ。それから、そういった意味では協議、対話を持つわけでございますので、あとの機能的なものについては同じような形でございます。ただ、そういった意味では一部の地域にだけ限定して置いてもいいよというところでございます。

最後のもう1点目が、特別にちょっと機能的に特異なものでございまして、やはり合併新法によって定められたものでございますが、いわゆる合併特例区というものがございます。これにつきましては法人格があるということ。それから区長は必ず置くということ。それから、そういった意味では、これも一部について置くことができるということと、それからそういった意味では、ある程度予算の部分での管理、それから施設的な管理もある程度任されるというふうに聞いております。

今回の合併によって、どのスタイルの地域自治区を選定するのかということは、協議会の中で、今後論議されるという ふうに私どもは承知しておりますので、ここの時点でどのパターンと、また現実的に地域自治組織を導入するのかとの、ここも含めて、ここの段階では明言できないという状況でございます。

それから、2点目の南伊豆町の共立湊病院の件を今回の合併の条件にと、その真意はいかがかというところについては、私のほうではちょっと共立湊病院については個別に伺っておりませんので、もし市長のほうから何か情報があれば、先般その辺の経緯は市長のほうからもご説明があったと思いますが、ということでございます。

それから、3点目のいわゆる第4条の合併の事務局の場所について明示がされていないではないかと。確かに前回、具体的に下田市中云々という表示があったと思います。今回、あえて特にその辺の具体的な表示をせずに下田市内ということについては、基本的に今回のその規約の内容が、具体的にどこに置くという明示はしなくともよいと、そういった意味では、下田に置くことについては地域の表示についてのみでも構わないというところで、下田市内とさせていただいたわけでございますが、議員のお気持ちの中には、具体的に表示しないと、県のそういった意味では、協力体制といいますか、協力の意思が見えないのではないかというところでございますが、内々には県の総合庁舎のいすを借りるということでのお話をさせていただいている、調整をさせておいていただいて、ただ県側の施設管理をしている部局との正式な調印と言いますか、そういった契約はしておりませんので、今、具体的にはというふうは申し上げられませんが、内々には内諾を受けているということでございまして、県のご協力をいただくという前提にはなっておるところでございます。

それから、平成 22年3月までの合併を目指すためには、今後どういうスケジュールでいくかということでございますが、いずれにしましても、今後の状況については合併に目指してこれから協議会の中で、また協議会の前段の、先ほど申し上げた幹事会とか、いろいろな委員会を立ち上げますので、その委員会の中で具体的に作業を進めていくと。今の段階のスケジュール的なものについて、いわゆる事務のすり合わせ等々の具体的な作業については、今のところですが、今後どう協議されるかわかりませんが、具体的な事務のすり合わせ等については、いわゆる平成 20年度中には何とか、今年度といいますか来年度ですね、平成 20年度中には1年の間には、何とか関係市町の事務のすり合わせは終了したいなというふうな目安としては持っておるところでございます。

以上です。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) 2つ目の共立病院の関係のご質問があったんですが、ちょっと合併と の絡みのことでよく理解できなかったところがあるんですが、もう一度ちょっといい。

3番(伊藤英雄君) 南伊豆町の議会で、合併法定協への参加の条件に、共立湊病院を現在 地に建てることが合併への参加だという意見が議員の中から出ていて、なかなか南伊豆町の 法定協の参加が決まらなかったとい うようなことを聞いたんだけれども、それがそこの真意 というんですか、事実かどうかというようなことなんです。

市長(石井直樹君) そうですか。はい、わかりました。

お隣の議会、全員協議会等の内容につきましては、少し情報はつかんでおりますが、特に 非公開の全員協議会ということでございましたので、私どもは議員の皆さん方一人一人のご 質問とか対応というものは、把握をしておりません。

議長(増田 清君) 番外。

副市長(渡辺 優君) 4点目の合併議決はいつ頃になるのかというスケジュールの関係で ございますが、現時点におきましては、平成2年3月を予定させていただいております。こ れも今、課長が答弁いたしましたように、法定協議会の議論の中で必然的に決まってくるも のと思いますが、一応3月を予定しております。

議長(増田 清君) 3番。

3番(伊藤英雄君) 1点目、地域自治組織、この間、県の方を招いての勉強会で、今答弁にあった3点は知識としては得ておるんですが、その勉強会の中でも質疑で出されたんですが、前回の河津町から出された地域自治組織なるものが、今度の合併新法、あるいは地方自

治法の中で規定をされていない、ある意味では 規定外の町の中に町をつくるというか、そういった提案であったというような一つの見方が出されたわけなんですが、今、下田市としては、当時出された地域、河津町が提案された地域自治組織についてはどのような認識をお持ちなのか、また今回そのような地域自治組織の提案がなされる危惧はないのかという点について、再度お尋ねいたします。

それから、県の総合庁舎の内諾があるということで大変な結構なお話で、やはりこの合併 は、県の大きな支援ということが一つの合併の前提になってくるんではないかというふうに 考えますので、今後も県との足並 みをそろえながら、ぜひ合併の議論を進めていただきたい と思っております。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) 地域自治組織の問題につきましては、昨年の4つの市町で合意をするときに河津町長さんのほうから、地域自治組織というものを県がしっかり今考えてくれていると、こういうことにつきまして提案をしていきたいというお話がありまして、これにつきましては私も含め、南伊豆町長さん、松崎町長さんもいいんじゃないですかというような、一応は合意をさせていただいております。

議員が心配されておりますような、前回 1市2町の合併の中での地域自治組織と全く違う内容が今回出ておるわけでありまして、河津町長さんからもそのような形の前回のああいう法人格を持ったりとか、あるいは予算配分等のもの、それから借金のそれぞれの地域の負担、こういうようなことではなくて、新たな県が今考えてくれている地域自治組織に沿って提案をしたいと、こういうお話がありましたので、この辺につきましては、先般議員の皆さん方も勉強会された中で、それぞれが今回はやっぱりお互いの地域のことを考えながら、いい合併にしたいという4人の合意をもって進めているわけでありますので、前回のようなことはないというふうに判断をしております。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

2番。

2番(藤井六一君) 法定協を立ち上げるということは、今、その合併の入り口の部分、ようやく入り口をのぞいたかなという段階だと思うんです。ですから、ここでこのことに特に反対する理由はないのかなと思いますけれども、ただいま3番議員の質問の中にもありましたけれども、地域自治組織がちょっとひっかかるところかなと。前回、河津町の櫻井町長が提案したのとは大分内容が違うらしいということを今、市長から伺って、その点については

少し安心したわけですけれども、この地域自治組織、どういう形になるのかわかりませんが、 この組織を導入した場合、経費の点で余分な経費がかかるんではないのかなと、そのように 思われます。

これまで合併を進めてきた中で、合併をすることによって、いろいろな経費の節減ができるんだということが大きな理由と言いますか、そういう説明がされてきたわけなんですけれども、ここでその地域に、またこの役場を小さくしたような役場をそれぞれ設けていくということになりますと、非常にまた余分な経費がかかっていくんではないのかなという気がいたします。その点について、市長、どのようにお考えなのか、1点伺いたいと思います。

それから、先ほども共立病院との関係が出ておりました。私はこの合併の問題と共立の問題は、あくまでも別問題、別個に考えなくてはいけないと思っております。しかし、これまで合併の話が進んでくる中で、このチャンスを逃すと病院の移転はできないということで、だれとは言いませんが、首長さんの中ではそういうことを主張されて、現在まで来ております。首長さんの中には、この合併と共立の問題、口では別だと言いながら、やはりもとではつながっているのではないのかなと。そういたしますと、法定協の立ち上げは参加する1市3町での各市町で立ち上げができたとしても、今後その問題が必ず再燃してくるんではないのかなと、そのことについて首長さんの会議の中でどのような話し合いがされて、どのような感触を持っておられるか、その点について伺いたいと思います。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) 地域自治組織に関しましては、先ほど課長から答弁しましたように、3つの選択肢があろうかと思います。これは勉強会の中で皆さん方も学ばれてわかっていると思いますが、どの方法をとるかというのは、当然この協議会の中で話し合いがされてくるわけでありますけれども、当然、法人格の問題につきましては、もうやはり法人格はないものという選択肢をしなければならないという中で、どの方法をとっても、藤井議員がおっしゃるような大きな経費はかからないんではなかろうかという認識は、私は持っております。

それから、病院の問題でありますけれども、これは大変今まで病院問題がなかなか進展しなかった中で、今回はある程度この6人の首長が合意をして、やはりこの地域から病院がなくなることは、何としてでも防がなければならないという大きな決断のもとに進み始めたものでございます。

合併との絡みというようなことになりますと、とりあえず我々は合併と病院の問題は別という考え方では推移をしております。しかしながら、結果的に合併がなされた中、あるいは

その病院の問題というのは、どこかではつながってくる可能性というのはあろうかと思います。

また、県の支援が、大きく今後の建設というものに対しての支援が重要な位置を占めておりますので、この辺が、県がどのような判断をしてくれるかということについて、この合併というものも何らかの影響があるのかなということは判断をさせていただいているところであります。

議長(増田 清君) 2番。

2番(藤井六一君) 地域自治組織については、立法の精神と言いますか、こういうものが 地域自治組織の合併の中に導入するということは、合併をすると住民の顔が見えなくなると か、サービスが低下するとか、そうした問題があちこちで出されたわけです。その穴を埋め るためにこの地域自治組織というのを新たにといいますか、特例法の中にも設けたんだと思 うんです。

大した経費がかからないと今、市長おっしゃいましたけれども 、ただ形式的なものであるとすれば、あえて導入する必要はないんではないのかなと。この法の精神に基づいて住民の顔がよく見えるような行政を進めていくんだ、そのために自治組織が必要なんだという観点に立つならば、大して経費がかからないんではないのかなというようなことではないのかなと思いますけれども、その点、これから法定協の中で協議していくんだということかもわかりませんけれども、合意の中で、4つの合意の中の一つに取り上げるということは、ある程度この地域自治組織について、首長さんの中で相当な重きをしているんではないのかな と。だとしたら、これを今後の合併した新市の中で、どのように地域自治組織を活用していくのか、その点からの答弁をいただきないなと。

ただ、おざなりなもの、確かにお金をかけないんだと、おざなりなもの、それはできますよね。でも、法の精神に基づいてきちっとやっていくということになれば、やはり相当な、小さな役場をつくるわけですから、ただおざなりにするんだったら、単なる市民館みたいなものをちょっとつくってということでお茶を濁すことができますけれども、どの程度のものをお考えなのか、その点をちょっと伺いたいと思います。

それから、共立病院のことについては、それは今、下田市長個人としての願望というか、 そうありたいというような、そういう気持ちだろうと思いますけれども、実際にこれから法 定協の中でその問題が出てくる、必ず出てくると思うんです。そこですれ違っていけば、ま た法定協つぶれてしまいます。非常に大きな爆弾を抱えているわけです。その点について首 長さん、どのような、先ほど感触と言いましたけれども、とにかく立ち上げてしまえば、立ち上げることが先決なんだということではなくて、その辺、首長会議でどのような話し合いがなされたのか、その辺を伺いたいと思います。

議長(増田 清君) 番外。

市長(石井直樹君) ちょっと質問のよくわからなかった部分があるので、ちょっと外れるかもしれませんが、まず地域自治組織の問題につきましては、やはり4つという地域ですね。それぞれ4つが、今まで自分の地域を何とかしたいという思いで頑張ってきた。それぞれ逆に競争しているライバルでもあったわけでありますから、これが一つになるということにつきましては、大変地域の方々、あるいは行政に携わっている人間とすれば、やっぱりいろんな思いがあろうかと思うんです。

これを一気に消してしまうんではなくて、それぞれの地域、例えば松崎だったら、婆娑羅という一つの山を越えた行政区というような形にもなりますし、またいろんな問題点抱えているところがありますから、これは永久に地域自治組織を存続するということではなくて、やっぱり機関を設けて、しばらくこの4つの地域が一つの町としてこういう協力体制を持って、いい町をつくろうやという気持ちがどんどん高まってくるような機関設定をしていくということが必要であろうと思います。

ですから、そういうものについては、僕は逆にこの地域自治組織という組織 のつくり方というのは、特に静岡県が今回一生懸命頑張って審議をして、静岡県流の地域自治組織というような考え方もあるわけでありますので、そういう面では法定協議会の中で、しっかり議論をしていく一つの課題であるというような認識は持っております。

今どのようなものと言われても、これは今の段階で勝手なものを言うことではなくて、そのための協議会を今日、設置のお願いをしているわけでありますが、その中でやっていきたいというふうに思います。

病院の問題につきましては、果たしてこの法定協議会の中で議論されるかどうかという のは、これは何とも言えないですね。やっぱり構成市町というのは6つですから、この合併の中に入ってこない東伊豆町さんとか、西伊豆町さんもあるわけですから、この辺はやはり別個の問題として考えていくのが筋ではないかなというふうに僕は考えております。

そういう面では、6人の首長が合意している中にもそういう思いがあって、とにかくこの 質茂圏域の中から病院がなくなるということだけはやっぱり避けようよという強い思いの中 で、6人が合意をしたという、こういう内容でございます。 議長(増田 清君) 2番。

2番(藤井六一君) 今の自治組織、それから共立病院のことについては、一応了解いたしました。

そのほかにもう1点伺いたいんですけれども、第 15条の経費の負担でございます。ここで、 均等割40%、人口割60%というような説明ございましたけれども、1市3町対等合併ですよ ね。これは経費の負担は対等でいいんではないでしょうか。下田は人口が多いから下田は多 いんだというのも、何か対等だと言っていながらちょっとおごっているような感じもします けれども、平均でいいんではないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

企画財政課長(土屋徳 幸君) 確かにそういったお考えも一方ではあろうかと思います。ただ、先ほど私、説明の中で申し上げさせていただいた均等割 40%、人口割 60%というのは、あくまでも現時点における想定の考え方を申し述べさせていただいたわけでございまして、決してそれのとおりに決まっているわけではございません。

これを決めていただくのは、まさしくまた協議会の中でご判断をいただくことになりますので、その辺の考え方については、協議会のほうでいろいろと議論があった中で決定されることだと思います。

2番(藤井六一君) 結構です。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

議第2号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例 の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

総務課長(糸賀秀穂君) それでは、議第2号 下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

上程議案は、議第2号下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例の制定に

ついてでございまして、下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に関する条例を、別紙6ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、昨年 12月に発覚いたしました元観光交流課所属の男性職員による業務上横領事件に対しまして、任命権者として、また任命権者を補佐する職にあります副市長として、その管理監督責任を明らかにするためでございます。

本議案に係る不祥事件につきましては、本年1月 21日に開催されました議会全員協議会におきましてご報告申し上げ、また各種報道などを通じまして、その内容につきましては既にご承知のこととは思いますが、確認の意味合いを含め経過を整理いたしますと、事件の発覚は、昨年12月上旬から中旬にかけて、当該元職員の休暇が続き、その後無断欠勤、行方不明という事態に発展したことにより、当該元 職員の事務机などを整理した結果、不正行為を認知したものでございます。

横領事件の内容は、当該元職員が、市内の白浜、尾ケ崎地内の尾ケ崎ウイング内に3台設置してあります清涼飲料水等の自動販売機の売り上げ手数料につきまして、平成 19年7月から同年9月までの3カ月分 24万9,370円を着服し、また夏期海岸対策協議会へ交付した平成19年度分の補助金の一部につきまして、昨年5月2日から同年 11月28日までの間におきまして、同協議会会長名義の預金口座から計 11回にわたり、合計269万円を不正に引き出して横領したというものでございまして、当該元職員につきましては、昨年 12月25日付で懲戒免職処分としたところでございます。

なお、横領金額 293万 9,370円につきましては、昨年 12月 25日に家族から全額が返済されておりますが、そのことによって刑事上の責任が免責されるものではないという判断から、刑事訴訟法第 239条第 2 項の規定により、本年 1 月 10日に業務上横領事件として下田警察署長あて刑事告発し、同日付で受理されたものでございます。

当該事件につきましては、現在捜査中でございまして、今後は捜査当局による捜査の進展 の推移を見守りながら、捜査等の過程の中で、市として対応すべきことにつきましては適切 に対応してまいりたいと考えております。

今回の不祥事は、行政に対する信頼を著しく傷つけ、公務員全体の信用を大きく失墜させた極めて遺憾な行為でございまして、市民の皆様方を初め多くの方々に多大なご迷惑をおかけし、強い不信感を与えたことにつきまして、人事管理を含む行政全般にわたり、最高責任者でございます市長としての任務に配慮が欠けていたものと強く反省し、また副市長につきましては、市長の最高の補助機関としての職にある立場をかんがみ、その反省の上に立って、

市長と同様に給料を減額するものでございます。

それでは、特例条例の内容につきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の6ページをお開き願います。

特例条例の第1条は、趣旨規定でございまして、この条例は下田市特別職の常勤職員給与支給条例に基づいて支給する給料の額についての特例を定めるものとするというものでございます。

第2条は、給料の額の特例でございまして、特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、市長及び副市長に支給する平成20年3月の1カ月分の給料につきまして、その額を10分の1減額するというものでございます。具体的には、下田市特別職の常勤職員給与支給条例第2条第1項におきまして、市長の給料月額67万1,000円、副市長の給料月額59万6,000円と規定しているところでございますが、市長に支給する平成20年3月の給料の額は月額60万3,900円とし、副市長に支給する平成20年3月の給料の額は月額53万6,400円とするという内容でございまして、市長は6万7,100円、副市長は5万9,600円の減額となるものでございます。

第3条は、適用規定でございまして、本 市の厳しい財政事情をかんがみ、平成 18年3月市議会定例会におきまして、市長、副市長、教育長及び職員の給料月額を減額する特例を定めた下田市特別職等の給与の特例に関する条例第2条の規定をさらに適用するという規定でございます。また、この場合におきまして、当該特例条例第2条中に同項とあるのは、 10分の1の減額を規定している今回提案の特例条例第2条と読みかえるものとするというものでございます。

簡単に申し上げますと、今回提案させていただいております特例条例第2条の規定によりまして、市長及び副市長の3月分の給料月額 は本来の額から10分の1減額されて、それぞれ60万3,900円と53万6,400円となるわけでございますが、その上で、下田市特別職等の給与の特例に関する条例第2条の規定を適用して、当該額からさらに10分の1を減額するという内容でございまして、3月分の給料月額は、市長がさらに6万390円、副市長が5万3,640円減額されて、結局市長は54万3,510円、副市長は48万1,760円になるものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を規定しており、この条例は公布の日から施行するというものでございます。附則第2項は、この条例は時限を定めた条例でございますので、その有効期限を規定しているものでございまして、この条例は、平成20年3月31日限りその効力を失うというものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第2号下田市特別職の常勤職員給与支給条例の特例に

関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い 申し上げます。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

9番(増田榮策君) 今回のこの議案は、職員の不祥事に関して、任命権者として、補佐する職にある者が管理監督責任を明らかにするためという提案理由でございますが、その前に、この事件を起こした結論として給与を減額する前に、こういうことは二度と起こしてはいけない再発防止対策が、私は先ではないのかなと、どのような今後対策をとられていくのか、当局からの報告がありませんが、この点はどうしたのか。

また、こういった現金を扱う職場の上司関係、それにこの稟議、こういったことに問題が なかったのか、まずこれを報告するのが私は先ではないのかなと思うのです が、その点いか がでしょう。

議長(増田 清君) 番外。

総務課長(糸賀秀穂君) ただいまのご質問でございますが、さきに1月 21日に開催いたしました議会全員協議会におきましても、若干触れさせていただいているところでございますけれども、本件事件が発生後、庁内におきまして、直ちに課長会議あるいは 政策会議等でいるいろ今後の再発防止のための方策について協議をさせていただきました。

それで、現在各課におきましての書類の管理、あるいは公印の管守、そういったものにつきましての徹底、これについては会議を通じて周知をさせていただいたところでございます。また、さらに今回の事件を教訓に、本市におきます公金等の管理の適正化に係る改善の方針を、総務課と、それから出納室のほうで検討いたしまして、その内容につきましても政策会議を通じまして課長会議の中で議論をしていただいたところでございます。

今後、その改善方針につきましては、現在、浄書の段階に至っておりますので、なるべく 早い時期にこれを成案としてまとめまして、さらに職員に対する改善方針の周知徹底を図っ てまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長(増田 清君) 9番。

9番(増田榮策君) 私は思い起こすと、この事件というのは、以前にもこれに類似した事件があって、議会でももめたことを私は記憶しているんですが、例の産業課事件、これも現

金の取り扱いについて、いささか大きな問題を起こして、市民からも批判を食ったわけでございますが、そういった教訓が生かされていなかったのではないかなと心配するわけなんです。

そういった意味で、職員も職場の上司もこれも絶えずかわっていきますから、それを徹底 しろということも非常に難しいこともあろうかと思いますが、やはり市民に信頼されるとい うことの意味では、今回は、要するに市民の信頼を失墜したということは責任はかなり大き いと思うんです。ぜひ、庁内の改革の第一歩として、こういう風通しのいいような、もっと 明確にこういう事件が二度と再発しないような体制を組んでもらうことを要望しておきます。 以上です。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

3番。

3番(伊藤英雄君) 大変残念な事件が発生したわけでありますが、この事件の原因については、職員の綱紀の緩み、あるいはその公金管理が余りにもずさんであったというよりは、個人的な事情に起因する 面が多いのではないか。事件が組織的に行われた、あるいは数年にわたって行われ続けてきたというようなことではないことをかんがみますと、市長、副市長の責任ありとは言えども、市長、副市長の減給までの必要はないんではないかというようにも考えるんですが、その点のご見解を承ります。

議長(増田 清君) 番外。

総務課長(糸賀秀穂君) ただいま伊藤議員のご質問でございますけれども、確かにそのような考え方もあるという中で、昨年 12月 25日に庁内の審査委員会を開きまして、これは所掌事項ではございませんけれども、市長、副市長 の管理監督責任についての取り扱いについてどうするかということで、参考協議をさせていただきました。

これは当然、今回の事件を非常に重く受けとめた中で、市長、副市長自ら審査委員会の中で協議をお願いしたいということでございまして、ご承知のようにこれまで、市長、副市長につきましては就任以来4回にわたりまして、このような形で処分を重ねられているところでございまして、従前は今、伊藤議員が申し述べられましたように、個人的な問題に係る背景が非常に大きいということに対して管理監督責任を問うのはいかがなものかという、そういったご意見もあるわけでございますけれども、今回につきまして先ほども触れましたとおり、非常に信用失墜に大きくつながる極めて遺憾な事件であるという反省を踏まえた中で、このような処分をさせていただきたいということでございますので、その点ご理解いただき

たいというふうに思います。

議長(増田 清君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議第3号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長(増田 清君) 次は、日程により、議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算 (第6号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算 (第6号)についてご説明いたしますので、お手元にピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いただきたいと思います。

このたびの補正の主なものは、先ほどの議 第2号議案に関連した職員の不祥事に対する処分関連の人件費の減額でございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりましてご説明させていただきますので、恐れ入ります、ピンク色の補正予算書の概要の2ページから3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳出でございますが、2ページ総務課関係では、2款1項1目 100番事業、総務関係人件費は15万1,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、市長及び副市長の特別職の3月分給料月額の10%の減額11万4,000円と、3月分共済負担金の1万4,000円の減額の合計12万8,000円の減額及び観光交流課退職者に係る臨時職員の賃金3カ月分の27万9,000円の追加でございます。

続いて観光交流課関係では、6款2項1目 4200事業、観光総務事務で 10万 7,000円の減額で、一般職給で84万4,000円の減額、住居手当で7万3,000円の減額及び共済負担金で 16万円の減額であります。

続いて企画財政課関係では、 12款 1 項 1 目 予備費は 92万 6,000円の追加で、現在の歳入歳出の調整額でございます。

以上で、議第3号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第6号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長(増田 清君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

議長(増田 清君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

これより委員会審査をお願いし、明日本会議を午後1時より開催いたしますので、ご参集 のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午前11時 0分散会